

企業局事業等あり方検討会  
報 告 書

平成22年3月  
企業局事業等あり方検討会

## 目 次

1	はじめに	2
2	検討会の活動経過	3
3	検討の経緯	4
4	用地造成事業	7
5	工業用水道事業	12
6	おわりに	22
7	検討会委員名簿	23
8	調査関係部課室	23

## 1 はじめに

本県の企業局は、昭和31年6月に電気局として設置され、川治第一発電所の営業をはじめとする電気事業を行ってきた。その後、水道事業を開始するとともに昭和47年には企業局に改組、用地造成事業や工業用水道事業、施設管理事業を加え、現在に至っている。

公営企業の経営にあつては、公共の福祉の増進とともに経済性を発揮することが求められているが、近年の社会経済情勢の著しい変化、地方分権や規制緩和の進展、厳しい財政状況などから、地方公営企業を取り巻く環境は、大きく変化してきており、改めてそのあり方について、検討する時期にきている。

このため、県議会においては、平成20年度に「企業局事業等あり方検討会」を設置し、主に電気事業及び施設管理事業のうちゴルフ場事業について検討を行い、県執行部に対し提言を行ったところである。

また、平成21年度には「県出資法人あり方検討会」を設置し、県と関係の深い32の法人に対し、集中的に検討を行ったところ、栃木県土地開発公社など、企業局事業と密接な関連を持つ法人についても、その再編等を提言に盛り込んだところである。

さらには、本県から撤退することを表明したキリンビール（株）栃木工場は企業局の工業用水道事業の大口供給先であり、企業局の経営に対する影響が大きいことから、その事業のあり方についても、早急かつ適切な対応が求められている。

このため、今後の企業局事業のあり方や体制等について、早急に検討する必要があることから、本検討会において調査研究を進めたものである。

検討に当たっては、これまでの企業局の歩んできた経緯を斟酌しつつも、今後のあり方については一切の予断を持たずに、県民益の最大化を目指し、最善と思われる選択肢について提言をまとめている。

今後、この報告書の提言が、企業局を最善な方向へと導き、県民益の最大化につながることを望むものである。

平成22年3月17日

企業局事業等あり方検討会

会 長 板 橋 一 好

## 2 検討会の活動経過

- (1) 平成21年12月18日（金） 【第1回 閉会中】
- ア 第300回定例会において、本検討会が設置され、委員が選任された。
  - イ 正副会長互選の結果、会長に板橋一好委員が、副会長に野田尚吾委員が選任された。
  - ウ 議長から「企業局事業等のあり方について」の諮問があった。
  - エ 委員席を決定した。
  - オ 活動計画を決定した。
  - カ 活動テーマを決定した。  
活動テーマ ○用地造成事業について  
○工業用水道事業について
  - キ 用地造成事業等について、執行部から説明を受け、質疑・意見交換を行った。
- (2) 平成22年1月14日（木） 【第2回 閉会中】
- ア 用地造成事業に係る企業誘致体制等について、執行部から説明を受け、質疑・意見交換を行った。
  - イ 工業用水道事業について、執行部から説明を受け、質疑・意見交換を行った。
- (3) 平成22年1月26日（水） 【第3回 閉会中】
- ア 企業局管理者の設置や未利用県有地に対する関与など、企業局事業のあり方全般について、検討を行った。
  - イ 用地造成事業等について、総括討議を行った。
  - ウ 工業用水道事業について、質疑・意見交換を行った。
- (4) 平成22年2月8日（月） 【第4回 閉会中】
- ア 用地造成事業等に係る検討会報告案について総括討議を行った。
  - イ 工業用水道事業に係る未利用水対策等について、執行部から説明を受け、質疑・意見交換を行うとともに、総括討議を行った。
- (5) 平成22年3月10日（水） 【第5回 定例会中】
- 報告書骨子案の検討を行った。
- (6) 平成22年3月17日（水） 【第6回 定例会中】
- 報告書案の検討を行った。

### 3 検討の経緯

#### (1) 県出資法人あり方検討会による検討結果

ア 本検討会に先立ち、本年度、「県出資法人あり方検討会」において、県出資法人に係る検討を行ったところであり、そのうち、企業局に関連する部分についての提言は以下のとおりである。

◇ 栃木県土地開発公社 検討結果 → 【統合】 栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社、企業局	
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今日における土地開発公社の存立の意義（従来通りの事業規模の確保や事業の性質）を問い直す必要がある。</li> <li>○ 業務量の減少に伴う組織、人員のスリム化を具体的に進める。</li> <li>○ <u>産業団地造成については、機能を企業局に統合する。</u></li> <li>○ 用地の先行取得、土地の斡旋、調査等の機能は維持する。（法人格は残す。）</li> <li>○ 管理業務を、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社と統合する。</li> </ul>

※ なお、統合対象とされた栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社の結果は以下のとおりである。

◇ 栃木県道路公社 検討結果 → 【統合】 栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社	
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期債務の縮減に努めるとともに、財源確保策を講じる等、経営体制の改善を図る。</li> <li>○ 料金徴収と管理コストとの比較検討等、管理費用の圧縮に向けた具体的な対応策を講じる必要がある。</li> <li>○ 駐車場管理及び受託業務の指定管理者制度の導入や一般競争による民間開放を進める。</li> <li>○ 県の見直し基本方針において、新規事業は実施しない方針のため、道路建設を除く他の機能は維持する。（法人格は残す。）</li> <li>○ 管理業務を、栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社と統合する。</li> </ul>
◇ 栃木県住宅供給公社 検討結果 → 【統合】 栃木県土地開発公社、栃木県道路公社	
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規分譲を実施しないことから、実質的な廃止とし、管理業務については、栃木県土地開発公社・栃木県道路公社と統合する。</li> </ul>

イ 県出資法人あり方検討会において、アの提言に関連し、統合対象とした企業局について調査を行ったが、その結果は次のとおりである。

- ・ 調査日：平成 21 年 12 月 10 日(木) 【第 13 回 定例会中】
- ・ 企業局の事業概要について、執行部から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

◇ 執行部説明事項

- 事業概要と平成 21 年度予算及び主要事項
- 改善取組の現状と今後の課題

(以下、用地造成事業と工業用水道事業に関する抜粋)

① 用地造成事業

- ・ 開発団地の早期分譲

地価の下落と長期保有に伴う利子負担等により逆ざやが発生している。地域経済の活性化と雇用確保を図るため、引き続き既存の産業団地の早期分譲及びみぶ羽生田産業団地の早期造成、分譲を図る必要がある。

- ・ 産業団地造成機能の統合

土地開発公社の産業団地造成機能の企業局への統合について、課題等の検討を行う必要がある。

② 工業用水道事業

- ・ 累積欠損金の解消 (H20)
- ・ 未利用水の活用

一般会計保有分 (1.00 m<sup>3</sup>/s) は将来の水需要に対応するため、県の資産として今後も保有すべきと考えている。

- ・ 新規需要の開拓、上水道等への転換可能性の検討

新規需要及び増量を図るよう努める。

- ・ キリンビール(株)栃木工場撤退に伴う長期経営計画の見直し

安定的な経営を維持するため、さまざまな角度から長期経営計画の見直しを行う必要がある。

- 平成 20 年度企業局事業等あり方検討会の提言に係る対応

- 工業用水道事業に対するキリンビール(株)栃木工場撤退の影響

◇ 主な質疑・意見

- 産業団地造成機能の統合について、スピード感をもって、取り組むべきである。

- ダム建設事業が相次いで中止される中、工業用水道事業で県が保有している 1.00 m<sup>3</sup>/s の活用を検討すべきである。

- 宇都宮中央郵便局舎跡地等の活用方法についての検討は、企業局も関わるべきである。

- 電気事業資金を活用した地域貢献事業については、文化分野にも取り組むべきである。

(2) キリンビール(株)栃木工場の閉鎖

キリンホールディングス（HD）は平成 21 年 10 月 26 日、高根沢町花岡のキリンビール栃木工場を平成 22 年 10 月末で閉鎖すると発表した。

**【関連部分の発表概要】**

少子高齢化、若年層のビール離れなどでビール類市場は縮小基調にある。08 年の出荷量は 4 年連続で減少し、過去最低を更新した。

ビール類需要が低迷する中、工場再編で生産能力を適正化し、コスト競争力の向上、収益性の改善を図る。生産機能については他工場に順次集約する。

従業員 201 人のうち、社員 148 人は取手・横浜工場を中心に再配置し、期間従業員 53 人は契約更新しない。

#### 4 用地造成事業について

##### (1) 検討経過

産業団地の整備は、本県経済の継続的な発展に不可欠だけでなく、県民の雇用の場の確保にもつながる重要な事業であり、県においては、企業局及び土地開発公社の2つの事業主体により進められている。

本検討会に先立ち、「県出資法人あり方検討会」において、「産業団地造成については、機能を企業局に統合する」との提言が出されており、企業局の組織や、県としての企業誘致体制を含め、用地造成事業の今後のあり方について検討を行った。

##### ア 用地造成事業の状況

企業局は、昭和47年度に用地造成事業に着手し、一時期の中断を経て、昭和61年度に再開し、現在までに15団地の整備を行い、11団地の分譲を完了した。

しかし、景気低迷の影響による分譲期間の長期化に伴い、企業債利子負担が増大している。また、地価の下落傾向に対応して販売価格を引き下げたことにより、分譲価格が分譲原価を下回る状況が生じるなど、早期分譲が最大の課題となっている。

また、平成19年度から新たに「みぶ羽生田産業団地」の整備に着手した。現下の厳しい経済状況を背景として、企業誘致における地域間競争が激しさを増しており、企業誘致体制の一層の強化が求められている。

表1 用地造成事業の経営状況推移 (単位：百万円)

年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20
分譲面積 (ha)		5.5	4.1	9.5	16.6	25.1	5.9
収益的 収 支	収益	736	583	1,755	4,853	7,419	2,043
	費用	906	806	1,915	7,193	8,874	2,804
	損益	▲170	▲223	▲160	▲2,340	▲1,455	▲761
	剰余金・累積欠損金	374	151	▲9	▲2,349	▲3,804	▲4,565
資本的 収 支	収入	2,890	6,590	4,054	4,972	312	3,245
	支出	2,407	7,344	5,997	9,166	4,136	4,840
	差引	483	▲754	▲1,943	▲4,194	▲3,824	▲1,595
企業債残高		22,606	22,353	19,762	15,051	11,532	10,708
他会計借入金残高		2,000	2,430	3,505	4,244	4,244	4,244



イ 企業誘致について

企業誘致活動については、産業労働観光部産業政策課が県の総合窓口となり、関係機関との調整や立地希望企業に係る情報提供を行っている。

また、各産業団地の事業主体は相互に連携しながら主体的に誘致活動を行っており、企業局においても、関係市町、産業政策課、東京事務所等と連携し、早期分譲に努めている。

企業誘致連携組織として、産業政策課内に県、市町村、産業団地の事業主体を構成員とする「栃木県工業団地連絡協議会」を組織し、各種展示会でのPR活動や広告掲載、パンフレットの作成等の活動を行っている。

ウ 他県の状況について

(ア) 交通局等単一の公営事業を実施しているものを除き、35の道府県で企業局または企業庁を設置しており、うち27道府県で企業管理者を置いている。

また、企業局（庁）が用地造成事業を実施している県は17県であり、このうち企業局だけが実施するものが3県、企業局と土地開発公社が実施するものが4県、企業局と知事部局が実施するものが5県、企業局、土地開発公社、知事部局の3者が実施するものが5県となっている。

表2 企業局（庁）が用地造成事業を実施する県の状況

企業局（庁） を置く道府県	企業局（庁） が用地造成事業を 実施する県	用地造成事業の実施状況			
		企業局	企業局 公社	企業局 知事部局	企業局 公社 知事部局
35 (27)	17 (12)	3 (3)	4 (3)	5 (3)	5 (3)

( )内は管理者を置く道府県数

(イ) 企業誘致の取組について、近県及び企業誘致を積極的に進めている道府県を比較したところ、分譲方式や企業への補助制度等については大きな差違が認められないが、誘致連携組織では、金融機関や電力会社等のインフラ関係企業も構成員となり、実質的な誘致活動を行っている例が多い。

表3 各県の企業誘致連携組織の状況

県名	組織名	構成団体	主な活動
栃木県	栃木県工業団地連絡協議会	県、市町村 事業主体（企業局、公社、 中小機構、UR）	○展示会への出展 ○広告掲載 ○パンフレット等作成 ○研修会の開催 ○企業立地セミナーの開催 ○トップセールス ○現地案内
北海道	北海道企業誘致推進会議	道 国出先機関 事業主体 経済団体、金融機関	○広告掲載 ○パンフレット等作成 ○企業立地セミナーの開催 ○トップセールスの実施 ○視察会の開催 ○各種調査の実施
岩手県	岩手県企業誘致推進委員会	県、市町村 事業主体（公社、中小機 構、UR）東北電力	○企業誘致セミナーの開催 ○ホームページの運営 ○研修会の開催 ○PR資料の作成
福島県	福島県企業誘致推進協議会	県、市町村	○企業誘致セミナーの開催 ○広告掲載 ○研修会の開催等
茨城県	茨城県工業団地企業立地推進協議会	県、市町村 事業主体（企業局、公社、 UR等）、銀行、電気・ガ ス会社	○展示会への出展 ○広告掲載 ○企業立地セミナーの開催
埼玉県	県・市町村企業誘致連絡会議	県・市町村	○情報交換のための会議開 催
広島県	広島県企業立地推進協議会	県、市町 公社、県住宅供給公社	○企業立地セミナーの開催 ○広告掲載
徳島県	圏域別立地推進協議会 (県内4圏域)	県、市町村 商工団体 金融機関、電力会社 他	○研修会・講演会の開催 ○企業訪問活動

## (2) 検討結果

ア 厳しい経済状況の中で、企業誘致に関しても地域間競争が激化しており、従来にも増して実効性のある誘致活動を行う必要があり、他県においては、行政関係機関に加え、金融機関やインフラ関係企業を含めた全県一丸となった誘致組織により、積極的に企業誘致活動を実施しているところも多い。

本県においても、栃木県工業団地連絡協議会の組織を強化するとともに、企業情報の収集力強化を図り、名称も企業誘致を前面に出したものに改めるなど、主体的に誘致活動を行う組織とすべきであると提言する。

イ 今後、土地開発公社の産業団地造成機能の統合などに取り組むこととなれば、事業が複雑・多様化するとともに、事業量が増大する可能性もあり、庁内各部局との調整力のさらなる強化が求められ、また、産業界はじめ関係機関と一層緊密な連携のもとに事業に取り組む必要がある。

このため、一定の権限と責任のもとに、長期間にわたり安定した指揮・監督を行うことのできる管理者の設置について検討すべきであると提言する。

ウ 本検討会における大きな論点としては、上記の2項目であるが、詳細に検討、議論を行った結果、用地造成事業の更なる充実、円滑な実施の観点から、以下の点についても提言を行う。

(ア) 本県の立地優位性をさまざまな観点から総合的にアピールするため、産業団地のインフラ整備では、これまでのハード整備に加え、教育、医療、日常生活の分野も対象とするべきである。また、企業誘致においては従業員への良好な住居の提供も重要な要素であり、職住近接の考え方にに基づき住宅団地の同時整備についても検討すべきである。

(イ) 従来より、市町からの要望に基づき産業団地を造成してきたが、誘致する業種によって地元の意向により誘致ができないといったことのないよう、また、分譲が長期化した場合の未分譲地の処理等について、事業計画時から県と市町との役割分担・責任分担を明確にすべきである。

(ウ) 企業誘致にあたっては、企業の初期投資の軽減を図ることが効果的であり、買取条件付きリースや事業用定期借地権などの分譲方式を、本県における誘致のセールスポイントとして積極的に打ち出すべきである。

(エ) 産業団地を効率的・効果的に分譲するには立地希望企業と連携して事業を進める必要があり、官民連携による産業団地の整備についても検討する必要がある。

エ 用地造成事業のあり方の検討を行う中で、現在、県庁周辺に多数の県有地が存在することから、県庁周辺の市街地整備や魅力づくりのために、これらを活用した事業についても企業局が積極的に関与すべきとの議論があった。

事業を実施する場合には、経済性、効率性が強く求められることから、企業局は公営企業としての特性を活かし、どのような役割が果たせるかについても検討を行うべきことを併せて提言する。

#### ◎答申案のまとめ

##### 1 企業誘致活動組織の強化について

栃木県工業団地連絡協議会の組織を強化し、主体的に誘致活動を行う組織とすべきである。

##### 2 企業局管理者の設置について

一定の権限と責任のもとに、長期間にわたり安定した指揮・監督を行う管理者の設置について検討すべきである。

なお、企業局の事業量の増大等にともない、管理者の設置をはじめ、組織体制の見直しを行う場合であっても、効率的、効果的な組織運用に努め、組織の肥大化を招かないよう努めるべきである。

##### 3 用地造成事業の改善等について

###### (1) 産業団地関連インフラの拡充について

産業団地のインフラ整備はハード整備に加え、教育、医療、日常生活等の分野のほか、従業員向けの住宅団地の同時開発も検討すべきである。

###### (2) 県と市町との役割分担・責任分担の明確化について

事業計画時から県と市町との役割分担・責任分担を明確にすべきである。

###### (3) 誘致企業の初期投資の軽減について

買取条件付きリースや事業用定期借地権などの分譲方式を本県のセールスポイントとして積極的に打ち出すべきである。

###### (4) 企業との協働による産業団地の整備について

官民連携による産業団地の整備について検討する必要がある。

##### 4 関連事項

###### ○ 県庁周辺の県有財産を活用した事業の実施について

企業局は、県庁周辺の県有地を活用する事業にも積極的に関与すべきである。

## 5 工業用水道事業について

### (1) 検討経過

鬼怒工業用水道事業は、高度技術工業集積地域開発推進法に基づく宇都宮テクノポリス開発計画の中核である清原、芳賀、芳賀・高根沢工業団地等のほか、平出、真岡の工業団地等を対象に、計画1日最大給水量 147,100 m<sup>3</sup>の工業用水を供給するもので、昭和57年に一部給水を開始した。

本事業における経営は、多額の先行投資により営業開始当初は厳しい状況であったが、その後、経営の建て直しを図るために昭和61年度から「県の経営健全化計画」を実施するとともに、平成3年度からは「国の健全化対策」に基づく健全化を実施した。これら施策の実施に加え給水量も徐々に伸びてきたことにより、平成7年度末には黒字に転じ、平成20年度末には累積欠損金を解消した。

しかしながら、今般、工業用水道の大口供給先であるビール製造業者の撤退表明があり、撤退予定の平成22年秋以降は給水量及び料金収入の大幅な減少が発生し経営への影響が懸念されることから、同事業の経営を分析するとともに、今後のあり方について検討を行った。

### ア 事業概要

昭和53年度に専用施設の工事に着手し、昭和57年10月から一部給水を開始した。平成7年4月には計画の2分の1にあたる施設能力 73,550 m<sup>3</sup>/日を完成させ、現在、清原、芳賀、芳賀・高根沢工業団地等の企業に給水を行っている。

表4 工業用水道事業計画概要

項目	計画値		
計画最大取水量	158,100 m <sup>3</sup> /日		
計画最大給水量	147,100 m <sup>3</sup> /日		
現在施設能力	73,550 m <sup>3</sup> /日		
水源	川治ダム		
給水先	既給水	清原工業団地	29,650 m <sup>3</sup> /日
		芳賀工業団地	17,330 m <sup>3</sup> /日
		芳賀・高根沢工業団地	14,280 m <sup>3</sup> /日
		ビール製造業者	18,000 m <sup>3</sup> /日
	未給水	平出工業団地	17,600 m <sup>3</sup> /日
		真岡第一工業団地	13,400 m <sup>3</sup> /日
		真岡第二工業団地	14,700 m <sup>3</sup> /日
		自動車製造業者	22,140 m <sup>3</sup> /日
計		147,100 m <sup>3</sup> /日	

## イ 経営健全化の取組

### (ア) 経営健全化計画（県独自の計画：昭和 60 年度策定）

給水量の伸び悩みにより、平成 13 年度末時点には 170 億円に及ぶ多額の累積欠損金が見込まれたため、県として経営健全化計画を策定し実行している。

【目 標】 累積欠損金を平成 13 年度末に 21 億円まで削減する。

【期 間】 昭和 61 年度から平成 13 年度まで(当初計画)

[その後 2 回延長 (H14~H18、H19~H23) ]

【計画内容】 計画取水量を企業局営業水量と一般会計保有水量に区分したうえで、経費の負担の明確化をする。

- ① 「企業局営業水量」：企業局が料金収入でまかなう水量を 0.83 m<sup>3</sup>/s とし、資金不足が生じた場合には一般会計から工業用水道事業会計に対して貸付けを行う。
- ② 「一般会計保有水量」：県の将来の発展に必要な水源として確保する水量を 1.00 m<sup>3</sup>/s とし、これに要する経費はすべて一般会計が負担する。

【実施効果】

- ① 累積欠損金の解消等
  - ・平成 7 年度末に単年度黒字となる。
  - ・平成 13 年度末に累積欠損金が 20 億円（計画値 21 億円）まで減少した。
  - ・平成 20 年度末に累積欠損金を解消した。
- ② 一般会計長期借入金の償還  
累積欠損金が解消するなど経営が改善したことから、計画期間内に借り入れた一般会計長期借入金 16 億 8 千万円の償還を平成 19 年度から開始した。

### (イ) 自治省経営健全化対策（平成 3 年度から平成 10 年度まで）

需要の低迷、ダム水源施設の負担増などに起因し、全国的に経営が悪化した工業用水道事業者が出てきたため、国が健全化のための制度を創設したことから、それに基づく健全化対策を実行した。

【期 間】 平成 3 年度から平成 10 年度まで（8 年間）

【内 容】 県の一般会計から企業局営業水量に係る資金不足に対し繰り出しを行い、その繰出金に対しては特別交付税が措置される。

【実施効果】 累積欠損金について 8 億 9 千万円の縮減を図ることができた。

ウ 経営状況（平成 16 年度から平成 20 年度まで）

過去 5 年間の経営状況をみると次のとおりである。

（ア）過去 5 年間の利益は、約 250 百万円から約 400 百万円で推移している。

（イ）累積欠損金は、最大 3,338 百万円（平成 6 年度）を計上したが平成 20 年度末に解消した。

（ウ）借入金残高は、平成 20 年度末で 4,657 百万円（企業債 807 百万円、他会計借入金 3,850 百万円）である。

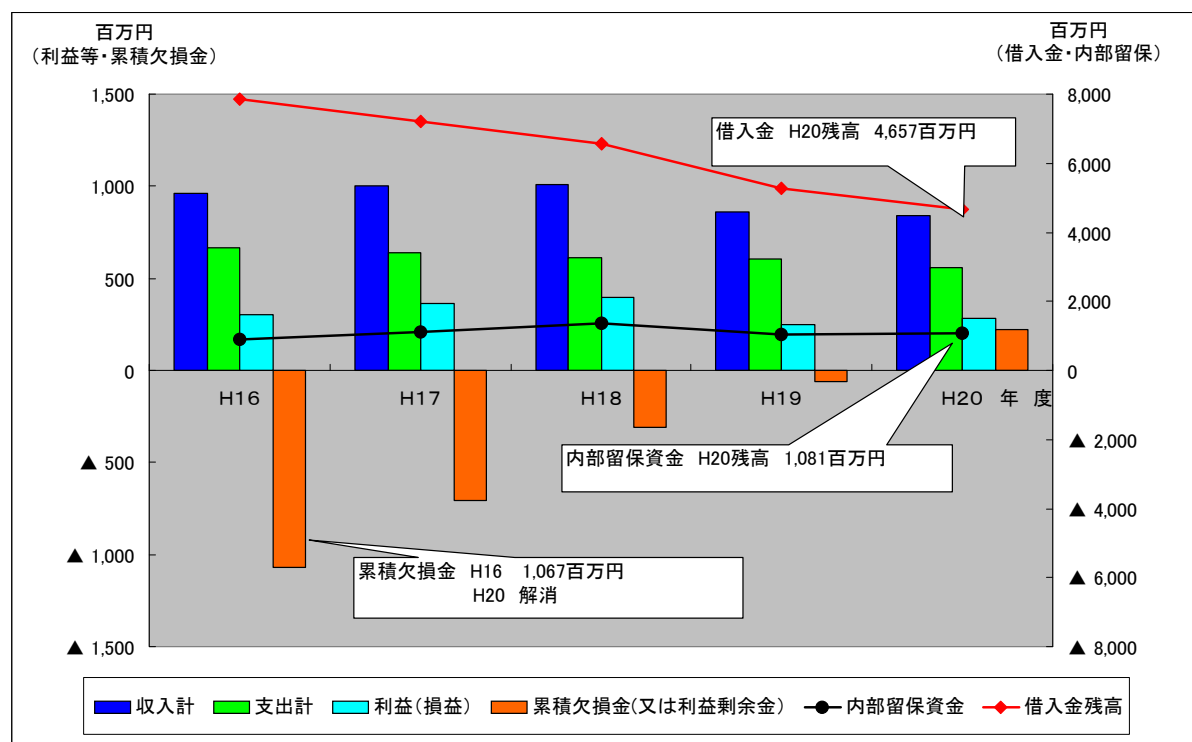
（エ）内部留保資金は、平成 20 年度末で 1,081 百万円である。

表5 過去5年間の経営状況

（単位：百万円）

		H16	H17	H18	H19	H20	
工業用水道事業	契約水量(m <sup>3</sup> /日)	33,661	34,808	34,908	35,021	34,797	
	収益	収入計	965	999	1,009	859	840
		支出計	664	636	614	607	558
		利益(損益)	301	363	395	252	282
	資本	収入計	457	456	452	609	292
		支出計	942	744	757	1,363	671
		差引	▲ 485	▲ 288	▲ 305	▲ 754	▲ 379
	累積欠損金(又は利益剰余金)	▲ 1,067	▲ 704	▲ 309	▲ 58	224	
	借入金残高	7,862	7,222	6,563	5,273	4,657	
	内部留保資金	885	1,123	1,371	1,024	1,081	

資本の収支の不足額については、内部留保資金(損益勘定留保資金、積立金等)で補填。



## エ これまでの需要拡大に向けた取組

- (ア) 平成6年8月に、鬼怒工業用水道事業等に係るさまざまな課題の調査研究をするため、企業局を含む市内関係各課を構成員とする「鬼怒工業用水等需要拡大推進研究会」(H6～H11)を設置し、需要拡大に向けた検討を行ってきた。
- (イ) 平成16年2月には、「真岡市工業用水整備促進協議会」(構成員：真岡市・県商工労働観光部商工振興課、企業局関係各課・真岡工業団地総合管理協会)を設置し、国道408号線の施工に合わせて真岡市各工業団地へ鬼怒工業用水道を拡張することについて検討を行ったが、採算に合う需要量が見込めなかったため導入を見合わせることにした。なお現在も「真岡市工業用水整備協議会」として引き続き情報交換等を行っている。
- (ウ) 受水企業の工業用水担当者との間で「受水企業担当者会議」を開催するほか、職員による企業訪問を実施(定例年1回、ほか随時)し、顧客ニーズの把握に努めている。また、給水区域及び未給水区域における工業団地管理組合や企業代表で構成する「鬼怒工業用水協議会」を開催し、種々の意見交換を行うなど需要拡大に向け情報交換を行っている。
- (エ) 既設配水管に近接している宇都宮テクノポリスセンター地区等、隣接工業団地への給水について関係事業者へのPRの実施や情報交換を行い需要拡大の可能性について検討を行っている。

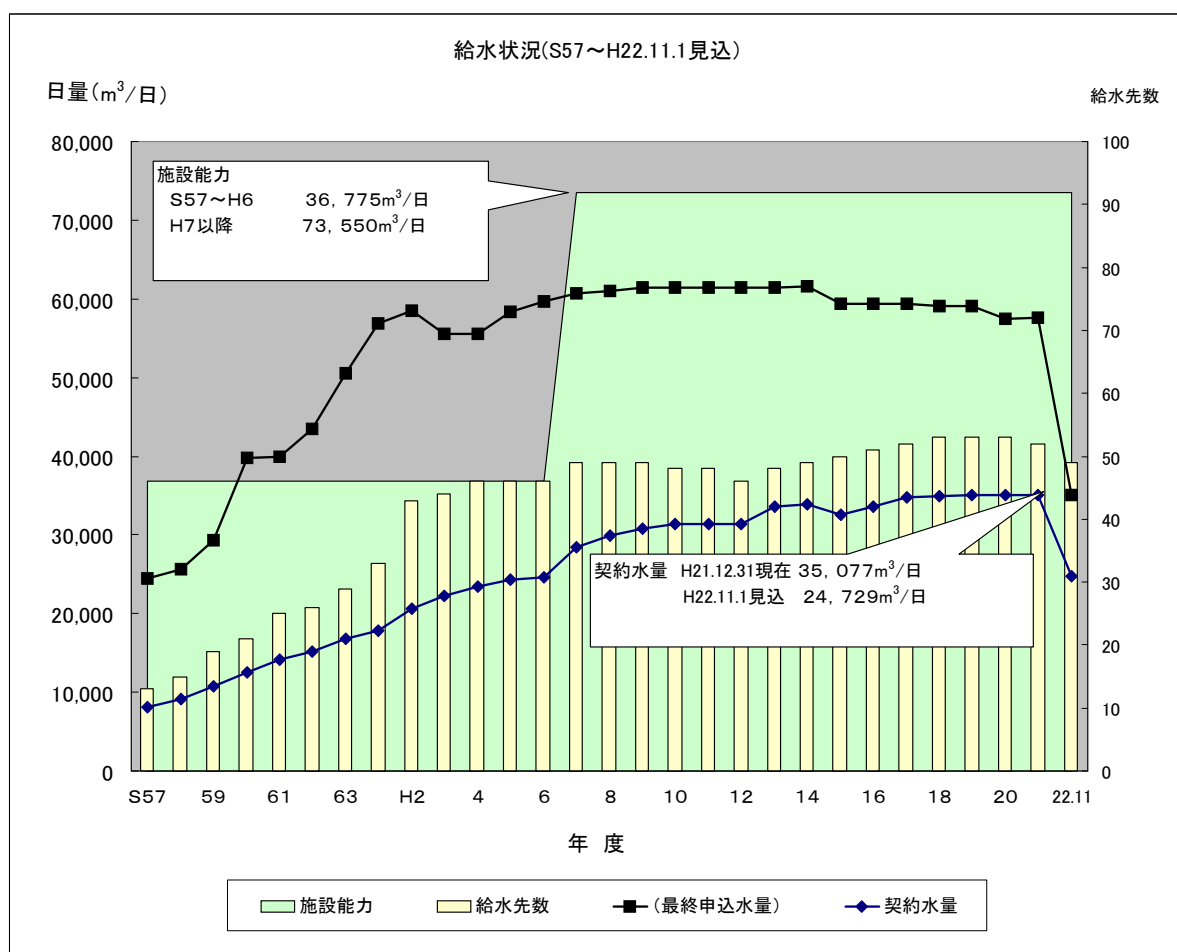
## オ 給水状況

昭和57年の給水開始から現在まで及び今後予定の3者(※)が撤退した後の平成22年11月時点における契約水量等の状況は次のとおりである。

- (ア) 施設能力は、平成7年度に計画給水量の2分の1にあたる73,550m<sup>3</sup>/日を完成させ現在に至っている。
- (イ) 最終申込水量(給水申込時点での将来における契約水量見込み)は、平成21年12月末現在で57,560 m<sup>3</sup>/日。ビール製造業者ほか2者撤退後の平成22年11月1日での見込みは35,060 m<sup>3</sup>/日である。
- (ウ) 契約水量は、平成21年12月末現在で35,077 m<sup>3</sup>/日。平成22年11月1日での見込みは24,729 m<sup>3</sup>/日である。
- (エ) 給水先数は、平成21年12月末現在で52事業所。平成22年11月1日での見込みは49事業所である。

※ ビール製造業者のほか2者が、平成22年11月までに撤退又は撤退予定となっている。





カ 今後の経営見通し（平成 30 年度までの収支見通し）

ビール製造業者ほか 2 者撤退による影響をみるため、平成 30 年度までの収支見通しを作成した。作成にあたっては、①供給水量は 3 者撤退後の値で増減はないものと仮定する。②料金は現行のままとする。③設備更新は現計画により実施するものとする。この条件により試算した結果は次のとおりである。

- (ア) 利益は、平成 23 年度以降、設備更新に伴う減価償却費の増加などにより徐々に減少する。
- (イ) 借入金残高は、建設改良工事等の実施により若干増加する。
- (ウ) 内部留保資金は、建設改良工事等の実施で減少するものの、資金不足は発生しない。

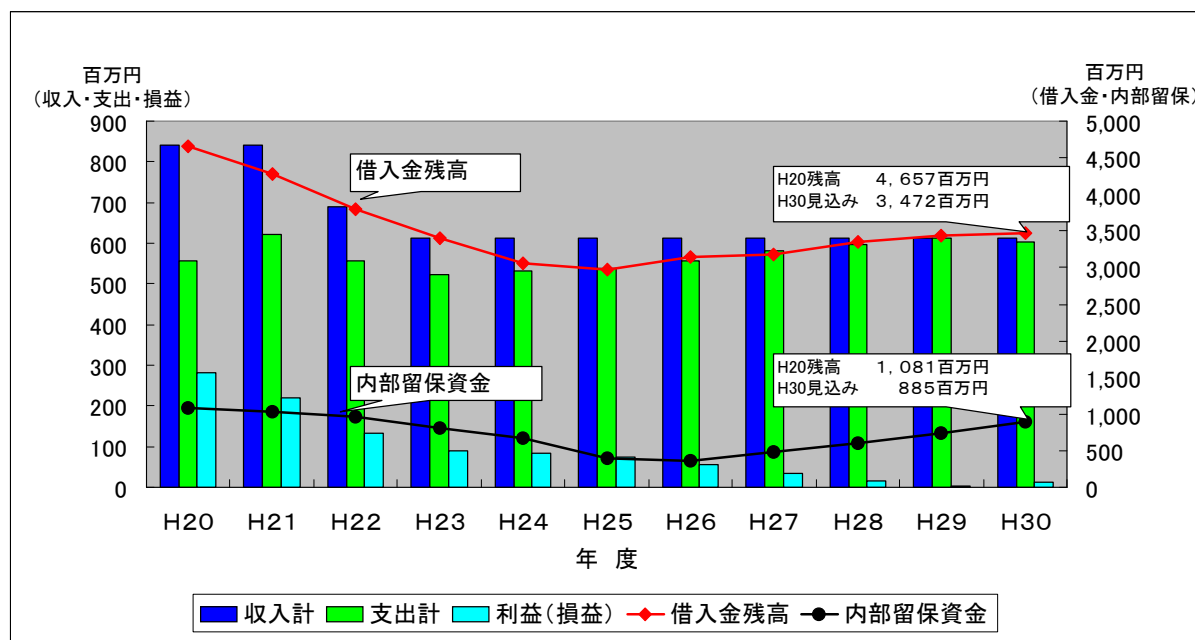
表6 今後の経営見通し (H20~H30)

(単位：百万円)

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
工業用水道事業	契約水量(m <sup>3</sup> /日)	34,797	35,077	33,729	24,729	24,729	24,729	24,729	24,729	24,729	24,729	24,729
	収入計	840	841	690	613	613	613	613	613	613	613	613
	支出計	558	622	557	524	531	539	557	580	596	611	602
	利益(損益)	282	219	133	89	82	74	56	33	17	2	11
資本	収入計	292	161	159	136	88	268	276	114	243	150	148
	支出計	671	584	517	543	457	772	538	237	338	233	236
	差引	▲379	▲423	▲358	▲407	▲369	▲504	▲262	▲123	▲95	▲83	▲88
	借入金残高	4,657	4,272	3,797	3,406	3,060	2,965	3,148	3,180	3,358	3,433	3,472
	内部留保資金	1,081	1,032	968	802	676	402	362	473	599	745	885

※1 H20は決算値。H21は決算見込み。H22は予算見込み。H23以降は推計値。

※2 契約水量は、H20は年度末、H21は年度末見込み、H22以降は各年度当初見込み。



キ 工業用水道事業における他県の成功事例について

(ア) 成功事例の抽出方法

全国 41 都道府県が経営する工業用水道事業のうち、現在給水能力 5 万 m<sup>3</sup>/日以上を有する 80 事業の中から、鬼怒工業用水道と比較するため、成功事例として次の条件に合致するものを抽出し、聞き取り調査を行った。

- ・ 黒字の事業（総収支比率が 100%以上の事業）
- ・ 計画給水量に対する契約水量の割合が 80%以上の事業
- ・ 取水水源がダム水又は湖沼のみによる場合を抽出
- ・ 給水開始年度が昭和 51 年度以降の場合を抽出

(イ) 成功事例の抽出結果

鬼怒工業用水道事業と比較対象となる成功事例としては、山口県富田・夜市川工業用水道、山口県厚東川第2期工業用水道及び茨城県県西広域工業用水道の3事業となった。

表7 工業用水道事業に係る成功事例の抽出

		給水開始年度の区分	
		昭和50年度以前（高度成長期）	昭和51年度以降（低成長期）
取水水源の区分	ダム水等（投資大）	12事業 ○五井市原工水（千葉県） ほか （岡山県の水島は、1事業でカウント） （愛知用水は、赤字）	3事業 ○富田・夜市川工水（山口県） ○厚東川第2期工水（山口県） ○県西広域工水（湖沼水：茨城県）
	ダム水等以外（投資小）	10事業 ○柿田川工水（静岡県）ほか	1事業 ○有田川第3工水（和歌山県）

(ウ) 成功事例の概要

前項で抽出した3事業の特徴を整理すると次のとおりである。

表8 工業用水道事業に係る成功事例の概要

事業名	給水区域	主な給水先	特徴
富田・夜市川（山口） 厚東川第2期（山口）	臨海型	化学工業（石油コンビナート）、鉄鋼業など用水型企业	・給水件数が少なく、1件当たりの給水量が多い。 ・臨海部埋立地のため、地下水利用が困難で工業用水道利用が必須。
県西広域（茨城県）	内陸型	化学工業、プラスチック工業など多業種小規模の企業	・給水件数が多く、1件当たりの給水量が少ない。 ・地下水採取適正化条例（S52）により、新規進出企業は、工業用水道の利用が義務付けられる。

(エ) 茨城県県西広域工業用水道の事例

前項の成功事例3事業のうち、内陸に立地し鬼怒工業用水道事業にきわめて類似する茨城県県西広域工業用水道の状況は次のとおりである。

表9 工業用水道事業に係る本県と茨城県県西広域工業用水道の比較

項 目		栃木県	茨城県																																																													
1	事業名	鬼怒川左岸台地地区	県西広域																																																													
2	総事業費(千円)	25,414,068	48,204,522																																																													
3	給水開始年度	S57	S63																																																													
4	事業の主な特徴	・給水エリア	・内陸型:土浦市、築西市等県西部13市1町																																																													
		・主な給水先	・小規模団地が分散し、需要先も多数 ・キリンビール、アサヒビール ・東レ																																																													
		・その他	・霞ヶ浦用水負担が大きいこと、給水先が分散していることから、給水開始当初から暫くは経営難。 ・H3～H10経営健全化実施。																																																													
5	施設情報	水源種別 a	ダム水(国:川治ダム)																																																													
		計画取水量(m <sup>3</sup> /日) b	158,100																																																													
		計画給水量(m <sup>3</sup> /日) c	147,100																																																													
		現在給水能力(m <sup>3</sup> /日) d	73,550																																																													
		契約給水量(m <sup>3</sup> /日) e	34,808																																																													
		利用割合:e/c×100(%) f	24.0																																																													
6	ユーザーの概要	※契約水量の計は、表記載時点の値のため、5の施設情報と異なる場合あり。																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>給水件数</th> <th>契約水量(m<sup>3</sup>/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>食品</td><td>9</td><td>14,050</td></tr> <tr><td>化学</td><td>15</td><td>7,270</td></tr> <tr><td>鉄鋼</td><td>2</td><td>3,261</td></tr> <tr><td>非鉄・金属</td><td>1</td><td>420</td></tr> <tr><td>機械</td><td>7</td><td>490</td></tr> <tr><td>電機</td><td>11</td><td>7,329</td></tr> <tr><td>運送用機器</td><td>3</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>窯業</td><td>1</td><td>180</td></tr> <tr><td>官公庁</td><td>2</td><td>128</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2</td><td>200</td></tr> <tr><td>計</td><td>53</td><td>34,828</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成18年8月末現在</p>	業 種	給水件数	契約水量(m <sup>3</sup> /日)	食品	9	14,050	化学	15	7,270	鉄鋼	2	3,261	非鉄・金属	1	420	機械	7	490	電機	11	7,329	運送用機器	3	1,500	窯業	1	180	官公庁	2	128	その他	2	200	計	53	34,828	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>給水件数</th> <th>契約水量(m<sup>3</sup>/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>化学</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>プラスチック</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>窯業</td><td>17</td><td></td></tr> <tr><td>金属</td><td>17</td><td></td></tr> <tr><td>食料品</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>輸送用機械</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>46</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>153</td><td>77,273</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成20年3月末現在</p>	業 種	給水件数	契約水量(m <sup>3</sup> /日)	化学	25		プラスチック	25		窯業	17		金属	17		食料品	15		輸送用機械	8		その他	46		計
業 種	給水件数	契約水量(m <sup>3</sup> /日)																																																														
食品	9	14,050																																																														
化学	15	7,270																																																														
鉄鋼	2	3,261																																																														
非鉄・金属	1	420																																																														
機械	7	490																																																														
電機	11	7,329																																																														
運送用機器	3	1,500																																																														
窯業	1	180																																																														
官公庁	2	128																																																														
その他	2	200																																																														
計	53	34,828																																																														
業 種	給水件数	契約水量(m <sup>3</sup> /日)																																																														
化学	25																																																															
プラスチック	25																																																															
窯業	17																																																															
金属	17																																																															
食料品	15																																																															
輸送用機械	8																																																															
その他	46																																																															
計	153	77,273																																																														
7	経営状況(H19) ※県全体は、建設中除く	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当該事業</th> <th>県全体(1事業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>純利益(千円)</td><td>251,284</td><td>251,284</td></tr> <tr><td>総収支比率(%)</td><td>141.4</td><td>141.4</td></tr> <tr><td>累積欠損金(千円)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>累積欠損金比率(%)</td><td>—</td><td>7.5</td></tr> </tbody> </table>		当該事業	県全体(1事業)	純利益(千円)	251,284	251,284	総収支比率(%)	141.4	141.4	累積欠損金(千円)	—	—	累積欠損金比率(%)	—	7.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当該事業</th> <th>県全体(9事業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>純利益(千円)</td><td>951,928</td><td>3,749,996</td></tr> <tr><td>総収支比率(%)</td><td>146.8</td><td>131.5</td></tr> <tr><td>累積欠損金(千円)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>累積欠損金比率(%)</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		当該事業	県全体(9事業)	純利益(千円)	951,928	3,749,996	総収支比率(%)	146.8	131.5	累積欠損金(千円)	—	—	累積欠損金比率(%)	—	—																															
			当該事業	県全体(1事業)																																																												
		純利益(千円)	251,284	251,284																																																												
		総収支比率(%)	141.4	141.4																																																												
累積欠損金(千円)	—	—																																																														
累積欠損金比率(%)	—	7.5																																																														
	当該事業	県全体(9事業)																																																														
純利益(千円)	951,928	3,749,996																																																														
総収支比率(%)	146.8	131.5																																																														
累積欠損金(千円)	—	—																																																														
累積欠損金比率(%)	—	—																																																														
8	供給単価(H19):(円/m <sup>3</sup> ) 有収水量1m <sup>3</sup> 当たりの収益	58.48	105.05 (うち50円は、企業の負担金)																																																													
9	各県調査の結果	I. 計画給水量の経緯	・当初計画85,000m <sup>3</sup> /日(変更なし)																																																													
		II. 計画給水量の変更理由	—																																																													
		III. 現給水量までに何年で達したか。	・約8年。 ・給水開始(S63)⇒全量給水(H8)																																																													
		IV. 計画給水量まで契約水量が伸びた主な理由。	・地下水採取適正化条例(S52) ・新規進出企業は、工水利用が義務付け。																																																													

※ 特に記載がない場合は、H17年度末の値。

## (2) 検討結果

ア 工業用水道事業の経営については、大口受水者の撤退後も当面黒字経営が継続できる見通しではあるが、利益は大幅に減少することとなり、また、長引く景気の低迷により今後も厳しい経営状況が予想される。

このため、経費の削減や適正な料金の設定など健全な経営の維持に努めるとともに、撤退跡地に対する企業誘致や、未給水区域、隣接する工業団地等への給水などの可能性について引き続き検討すべきである。

イ 未利用水については、工業開発需要に対応する水源として、また地下水対策に伴う転換水源として、長期的な視野の下、本県産業の発展に必要なかつ貴重な水資源としてこれまで確保してきたものである。

この活用については、工業用水としての利用のほか、他用途への転換・流域全体での利活用等の可能性も視野に入れ検討すべきである。今後国が行おうとしているダム事業の検証や水利用に対する政策の動向、さらには社会経済情勢の変化による将来の水需要を慎重に見極めたうえで県全体の水利用について総合的に検討することが必要である。

なお、工業用水道の需要拡大を図り、併せて限りある資源である地下水を保全するためには、他県の成功事例を踏まえ地下水採取の適正化を行うことが有効と考えられるが、一方、地下水採取の適正化を行った場合には、既に地下水を利用している既存企業や農業事業者等への影響及び新規企業の立地への影響が懸念されるなど解決すべき課題も多い。

このため、実施にあたっては総量的な規制を含め科学的かつ総合的な検討が必要であることを申し添える。

◎答申案のまとめ

1 工業用水道事業の今後のあり方について

経費の削減や適正な料金の設定など健全な経営の維持に努めるとともに、撤退跡地に対する企業誘致や、未給水区域、隣接する工業団地等への給水などの可能性について引き続き検討すべきである。

2 未利用水（1.00m<sup>3</sup>/s）に関する課題について

未利用水の活用については、国の水利用に対する政策や社会経済情勢の変化も考慮に入れ、本県産業の発展及び生活の向上に効率的に利用されるよう、次のような課題を踏まえ、総合的に検討を行っていく必要がある。

(1) 水利用計画の整理に関する課題

国が行うダム事業の検証等の動向によっては、県全体の水利用について検討する必要がある。

(2) 未利用水の活用策に関する課題

未利用水の活用策については、工業用水としての活用のほか、国の動向を踏まえ、他用途への転換・流域全体での利活用等の可能性について検討する必要がある。

(3) 地下水採取の適正化の課題

地下水採取の適正化を行うに当たっては、既に地下水を利用している既存企業や農業事業者等への影響及び新規企業の立地への影響を見極めたうえで検討する必要がある。

## 6 おわりに

本検討会は、議長からの諮問を受け、本県企業局のあるべき姿等について、さまざまな角度からの検討を行ってきた。

本県企業局のあり方等については、地方公営企業を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでも折に触れ、さまざまな議論が行われており、昨年度の県議会企業局事業等あり方検討会においても、ゴルフ場事業及び電気事業について検討を行い、今後の事業のあり方等について報告を行ったところである。

今回の検討会においては、先に実施した県出資法人あり方検討会における検討結果や、工業用水道事業の経営環境の変化等を踏まえ、企業局の用地造成事業及び工業用水道事業を中心に、具体的な調査検討を進めてきた。

ここにまとめられた報告書は、これらの事業の活性化と円滑な推進を図るとともに、今後どのように事業を展開すべきか等について提言し、県政の今後の発展に寄与しようとするものである。

本検討会としては、本報告書で提言した各項目が、着実に実施されることを望むものであり、課題解決に向けて県議会としても最大限の支援・協力を惜しまないものである。

## 7 企業局事業等あり方検討会 委員名簿

会 長 板 橋 一 好

副会長 野 田 尚 吾

委 員 齋 藤 孝 明

委 員 琴 寄 昌 男

委 員 金 子 裕

委 員 若 林 和 雄

委 員 櫛 淵 忠 男

委 員 山 田 美也子

委 員 島 田 文 男

委 員 菅 谷 文 利

委 員 木 村 好 文

(注) 上記は、正副会長を除き、期数順・議席番号順である。

## 8 調査関係部課室

総 合 政 策 部	地域振興課
経 営 管 理 部	管 財 課
産 業 労 働 観 光 部	産 業 政 策 課
県 土 整 備 部	住 宅 課
企 業 局	経 営 企 画 課
〃	地 域 整 備 課
〃	電 気 課
〃	水 道 課